

キャリアコンサルティング技能士会会員の皆様へ

# キャリアコンサルティング技能士向け 賠償責任保険全員加入制度のご案内

<専門的業務賠償責任保険（キャリアコンサルティング業務担保特約条項付帯）>

保 険 期 間：2017年4月1日午前0時～2018年3月31日午後12時

（3月23日までに会費をご入金頂いた方は、4月1日より補償が開始されます）

中途加入（会費ご入金）締切日：毎月20日（20日が土日祝日の場合は前日）

※ご入金日の翌月1日午前0時から2018年3月31日午後12時までの保険期間となります。

## ★ 3つの特長 ★

<特長1>

会員であれば  
自動的に加入

<特長2>

技能士会会員専用  
保険料は年会費に含まれます

<特長3>

アドバイザー  
業務も補償

**加入対象者** キャリアコンサルティング技能士会会員であるキャリアコンサルタントご本人様

この保険は特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会を保険契約者としキャリアコンサルティング技能士会会員を被保険者（補償を受けられる方）とする、キャリアコンサルティング技能士会賠償責任保険（専門的業務賠償責任保険、キャリアコンサルティング業務担保特約条項付帯）の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会が有します。

### お問い合わせ先

特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会

〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目6番8号 泉芝公園ビル5階

TEL：03-5402-5588 FAX：03-5402-5599

取扱代理店： リック保険サービス

引受保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第一部公務第二課

## 1. こんな場合に保険金をお支払いします

キャリアコンサルティング技能士が、保険期間中に、日本国内において業務を遂行することに伴い、他人の生命・身体を害したり、人格権を侵害（秘密漏えい、名誉き損、自由・プライバシーの侵害を含む）したりしたために、被害者から損害賠償請求をなされ、被保険者（補償を受けられる方）が法律上負担しなければならない損害賠償責任についてその損害費用を補償します。

※人格権侵害とは・・・次のいずれかの行為に起因する他人の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害または精神的被害をいいます。  
・不当な身体の拘束 ・口頭または文書もしくは図画等による表示 ・秘密の漏えい

### <想定事故例>

- (1) クライアントの秘密情報を不用意に漏洩してしまいプライバシー侵害で訴えられた。
- (2) コンサルティングの内容が著しく名誉を傷つけ精神的苦痛を被ったとして、クライアントから訴えられた。

#### 【お支払する保険金の種類】

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金  
法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- ②争訟費用  
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
- ③協力費用  
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

#### 【保険金のお支払方法】

- ・上記①損害賠償金および②争訟費用の額を合計した損害額に対しご契約いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・協力費用については、原則としてその全額に対して保険金を支払います。

## 2. キャリアコンサルティング業務とは

補償の対象となるキャリアコンサルティング業務とは、以下の業務ををいいます。

- ア. 労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発および向上に関する相談に応じ、助言および指導を行うこと。
- イ. キャリアコンサルタントが他のキャリアコンサルタントのアドバイザーとして行う研修  
(研修の内容に問題があったとして、最終的な相談者からアドバイザーが直接損害賠償請求された場合を含みます)
- ウ. 厚生労働省令で定めるキャリアコンサルティングに必要な知識および技能に関する講習

## 3. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。(ここでは主な場合のみを記載しております。)

- |  |  |
|--|--|
| (1) 保険契約者または被保険者の故意                                  | (5) 地震、噴火、洪水、高潮または津波                           |
| (2) 他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取、または詐欺に起因する賠償責任              | (6) 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた行為                |
| (3) 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任                         | (7) 他の被保険者からなされた請求                             |
| (4) 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）、航空機または船舶の所有、使用または管理 | (8) 法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを被保険者が認識しながら行った行為 |
- 等

## 4. 保険金額

他人の身体障害、または人格権侵害の支払限度額 (1名・1事故・保険期間中)	100万円 (免責金額なし)
初期対応費用 (1事故)	30万円

▶初期対応費用・・・被害者に対する見舞金・見舞品（1事故・被害者1名につき3万円が限度）、交通費、宿泊費等、初期対応を行うために支出した社会通念上妥当な費用をいいます。

## 5. 中途加入時の補償開始日

技能士会ご入会日（入金日）	保険（補償）開始日
3月24日～4月20日	5月1日
4月21日～5月20日	6月1日
5月21日～6月20日	7月1日
6月21日～7月20日	8月1日
7月21日～8月20日	9月1日
8月21日～9月20日	10月1日
9月21日～10月20日	11月1日
10月21日～11月20日	12月1日
11月21日～12月20日	1月1日
12月21日～1月20日	2月1日
1月21日～2月20日	3月1日

### <もし事故が起きたときは>

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

### <ご契約者と被保険者が異なる場合>

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

### <示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

### <保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### ご加入の際のご注意

#### <他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

#### <代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

#### <保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（\*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（\*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は、キャリアコンサルティング技能士会賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。キャリアコンサルティング技能士会賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払い条件・ご加入手続、その他、ご不明な点がございましたら、代理店または保険会社までお問い合わせください。